

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】 (水俣病)

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁決の概要
1	熊本県知事	兵庫県高砂市の女性	水俣病 遺族補償費 遺族補償一時金 葬祭料	<p>棄却</p> <p>本件は、原因企業等に対する損害賠償請求訴訟で勝訴し、原因企業から賠償金を取得した者が、その死亡後に水俣病と認定されたことから、その配偶者が遺族補償費の支給を請求し、請求人が遺族補償一時金及び葬祭料の支給を請求したところ、処分庁が平成27年12月22日付けで不支給処分(原処分)をし、請求人が(遺族補償費については、配偶者が死亡しその地位を承継したと主張して)異議申立てをしたものの、平成29年6月7日付けで同申立てが棄却されたため、同月29日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭料は、被認定者が指定疾病に起因して死亡したことを支給要件としているから、広い意味で、被認定者が指定疾病に罹患したことによって発生した損害の範囲に含まれると評価できるものであり、障害補償費と同様、既に損害賠償請求訴訟で勝訴し、原因企業から賠償金を受領したことにより、損害は填補されたことになるから、処分庁は、遺族補償費、遺族一時金、葬祭料の支払義務の全てを免れたとすることができる。</p> <p>よって、原処分はいずれも相当である。</p>
2				
3				
4	鹿児島県知事	鹿児島県阿久根市の男性	水俣病 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が水俣病に罹患しているとして認定を求めたが、処分庁が平成29年12月15日付けで水俣病であるとの認定をしない旨の原処分を行ったため、同月21日、審査請求したものである。請求人については、水俣病を発症する程度の濃厚なばく露があったと認められない。水俣病の感覚障害は、四肢末端優位にみられるところ、請求人の感覚障害はこれとは異なり、他に協調運動障害、求心性視野狭窄、中枢性聴力障害、眼球運動障害等も認められず、水俣病に罹患しているとはいえない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】 (大気系疾病)

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁決の概要
5	文京区長	東京都西東京市の女性	気管支ぜん息 遺族補償一時金	<p>取消し</p> <p>本件は、被認定者の死因に指定疾病である気管支ぜん息は寄与していないとして処分庁が平成28年3月31日付けで請求人に対して行った遺族補償一時金を不支給とした原処分に対し、請求人が異議申立てしたものが同年7月7日付けで同申し立てを棄却されたため同年8月7日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>被認定者の認定疾病は気管支ぜん息であるところ、死亡診断書の直接死因は老衰であった。しかし、原処分時の処分庁の資料及び当審査会が取り寄せた特別養護老人ホームの介護記録等の医学的資料によれば、直接死因は誤嚥性肺炎、その原因は老衰とすることが相当と考えられる。平成25年3月に発熱、喘鳴があった際に、医務指示にて「喘鳴時に飲食中止・禁止」の指示が出されており、高齢による嚥下機能障害が影響しているとはいえ、それ以降、喘鳴があるたびに経口摂取を中止・禁止して末梢からの点滴で対応したことが、体力の消耗・低下につながり、嚥下機能障害・誤嚥性肺炎の惹起に一定程度寄与したと考えられる。喘鳴の原因としては誤嚥なども考えられるが、介護記録等を見る限り、多くは気管支ぜん息によるものと考えられるから、指定疾病が死因に寄与していると医学的常識をもって認められる場合に該当すると考えるのが相当である。</p> <p>よって、被認定者は、指定疾病に起因して死亡したものと認められるから、これを認めなかった原処分を取り消す。</p>

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁決の概要
6	独立行政法人 環境再生保全機構	茨城県東茨城 郡城里町の男性	肺がん 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が石綿を吸入することにより指定疾病（肺がん）にかかった旨の認定を申請したが、処分庁が令和元年8月30日付けで認定をしない旨の原処分をしたため、請求人が同年9月17日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>当審査会の画像診断においても、原発性の肺がんの所見であるが、肺線維化はなく、CT画像で見られる左胸膜縦隔側の胸膜肥厚は胸膜プラークの可能性はあるが限局性であり、肺がんの発症リスクが2倍となる量の石綿ばく露があったとみなされる画像所見はないとされ、また、肺内の石綿小体及び石綿線維の計測結果は、基準を大きく下回っており、肺がんの発症リスクを2倍に高める量の石綿ばく露所見を確認することはできなかった。請求人は、石綿健康被害救済制度においても、労働者災害補償保険制度と同様に、石綿ばく露作業従事期間を肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露に関する指標の一つとして採用すべきである旨主張するが、両制度は目的、趣旨が異なるものであり、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会が示している石綿健康被害救済制度における肺がんの医学的判定についての考え方に基づいてされた原処分に現時点において違法・不当は認められない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
7	独立行政法人 環境再生保全機構	北海道江別市 の男性	中皮腫 療養手当	<p>棄却</p> <p>本件は、石綿を吸入することによって中皮腫にかかったと認定された請求人が、療養手当の支給を請求したが、処分庁が労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）から休業補償給付を受けたことを理由として、令和元年10月30日付けで療養手当の不支給処分（原処分）をしたため、請求人が同年12月11日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>療養手当は、同一の事由により、労災保険の休業補償給付がされるべき場合には、その給付に相当する額として政令の定めるところにより算定した額の限度において支給しないとされている（石綿による健康被害の救済に関する法律第26条第2項、同法施行令第8条、第9条）ところ、請求人は、中皮腫を業務上の疾病として労災保険から休業補償給付の支給を受け、その認定の有効期間内の額は、療養手当の有効期間内に支給すべき額を大きく上回っているから、療養手当として支給すべきものはない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
8	独立行政法人 環境再生保全機構	北海道釧路郡 釧路町の男性	中皮腫 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が石綿を吸入することにより指定疾病（中皮腫）にかかった旨の認定を申請したが、処分庁が令和元年12月4日付けで認定をしない旨の原処分をしたため、請求人が令和2年1月21日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>当審査会の病理診断においては、HE染色では、明らかに悪性腫瘍であったが、免疫染色では、上皮性の陽性マーカーであるAE1/AE3、CAM5.2、CK5/6が陰性であり、中皮腫の陽性マーカーであるcalretinin、D2-40、WT-1も陰性であったため、中皮腫は否定的とされた上、画像診断においては、右肺尖部に胸膜や胸壁由来の可能性が高い腫瘤を認めるが、発生部位や形状からは中皮腫としては非定型的であり、中皮腫の可能性は低いとされ、中皮腫は否定された。また、仮に原発性肺がんであるとしても、画像診断において、胸膜プラーク及びじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見は確認されず、職業歴から石綿ばく露の可能性は認められるものの、提出された医学的資料から肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露所見は確認できない。以上により、当審査会も、請求人が石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと認められないと判定する。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】（つづき）

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁決の概要
9	独立行政法人 環境再生保全機構	北海道苫小牧 市の男性	肺がん 特別遺族弔慰金及 び特別葬祭料	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が、法の施行前死亡者が石綿を吸入することにより指定疾病（肺がん）にかかり、当該指定疾病に起因して死亡したとして、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給を受ける権利の認定を申請したが、処分庁が、令和2年7月3日付けで認定しない旨の原処分をしたため、請求人が、同月29日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>当審査会での極小HE染色標本1枚についての病理診断では、肺がんであるが原発性か転移性かは不明とされ、RI検査申込書には、左肺門部に悪性所見がみられるとされており、提出された医学的資料中に原発性であることと否定する記載は見当たらないから、原発性肺がんと考えられることができる。長年にわたって石綿ばく露作業に従事していた夫の作業服の洗濯等をしてきたことから、夫の作業服に付着した石綿にばく露した可能性は否定できないが、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったことを客観的に確認できる放射線画像所見、石綿小体・石綿線維所見などの医学的資料は提出されておらず、当審査会での病理診断でも、当該標本からは大量の石綿ばく露の有無についての判断はできないとされ、提出された医学的資料中に肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったことを示唆する記載も見当たらない。以上により、当審査会も、法の施行前死亡者が石綿を吸入することにより指定疾病（肺がん）にかかったと認められないと判定する。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
10	独立行政法人 環境再生保全機構	千葉県市原市 の男性	肺がん 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が石綿を吸入することにより肺がんにかかった旨の認定を申請したが、処分庁が令和2年11月4日付けで認定をしない旨の原処分をしたため、令和3年1月12日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>当審査会の病理診断においても、原発性の肺がんと認められるが、画像診断によれば、胸膜プラークはなく、じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見はない上、石綿小体及び石綿繊維の計測結果はいずれも基準以下にとどまっており、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露所見はない。なお、請求人は、労災認定を受けており、石綿ばく露歴を重視すべきであり、胸膜プラークは肉眼で確認できれば足りるなどと主張するが、石綿健康被害救済制度は、労働者災害補償保険制度等とは趣旨、目的が異なるものであり、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会の「医学的判定に関する留意事項」の考え方に基づいてされた原処分が違法とはいえず、現時点で不当であるともいえない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>